

## 小牧市教労 2016 年度 前期対市交渉記録

- 1 日 時 2016年8月25日(木) 15:30～
- 2 場 所 市役所東庁舎 2階 会議室2-3
- 3 参加者 市教委 伊藤教育部次長 中谷学校教育課課長 松永教育総務課課長  
山本学校教育課課長補佐 采女学校教育課指導主事  
組 合 大久保執行委員長 松田書記長 百瀬会計委員 内田愛教労副議長  
(オブザーバー) 原田尾張教労議長 (記録 岩脇・石田)

### 4 交渉次第

進行：采女指導主事

#### (1) 挨拶

大久保委員長

いつも教育委員会には誠意ある対応とご協力をいただきありがとうございます。今年5月から県教委も多忙化解消プロジェクトを立ち上げた。小牧市でも少しずつ進んできていると思うが、現実的には多忙化は解消されていない。多忙化解消に向け、実りある話し合いを望む。

伊藤教育部次長

毎年要請をいただいている。今日はその要請についての回答をしたい。

#### (2) 回答書受理

#### (3) 交渉

司会：松田書記長

### I いじめ・不登校・子どもの「荒れ」に十分対応できる労働条件の改善に関すること

1. 労働安全衛生法に基づき、職場の教職員の健康と安全を守り、快適な労働条件をつくる組織と環境を確立してください。そのために、以下のことに至急取り組んでください。

(1) 学校職員における「安全衛生管理に関する要綱」の以下のことに至急取り組むこと。

① 常時50人以上を有する職場においては、産業医を配置し、校内衛生委員会を設置すること。

回答： 努力していく。校内安全衛生委員会については該当校に周知している。

② 4月に各学校において小中学校教職員安全衛生管理者及び衛生推進者を発表し、その職務内容を全職員に報告させるとともに、当該職員に対する研修を速やかに実施すること。

回答： 努力していく。

③ 安全衛生委員会で以下の点を調査・審議し、その結果を各職場（全職員）に配布すること。

ア 時間外労働時間の把握及びその縮減に向けての方策

イ 定期健康診断の結果とその事後措置

ウ 精神疾患等、職員の健康に関わる諸問題

回答： 安全衛生委員会の協議結果を職員に周知するようにする。在校時間の把握及び縮減に向けての方策は各校で努めている。

④ 定期健康診断の事後措置を衛生管理者と産業医（衛生管理医）により適切に講じること。

回答： 努力したい。

- ⑤ 職員全員の健康診断を実施すること。  
回答： 努力したい。
- ⑥ 健康の保持・増進を図るための講習会を実施し、希望者全員が参加できるようにすること。  
回答： 努力したい。
- (2) 「安全衛生管理に関する要綱」を改訂し、以下のように取り組むこと。
- ① 50人未満の学校においても、校内衛生委員会を設置すること。  
回答： 現時点では、考えていない。
- ② 安全衛生委員会の構成員に産業医を加えること。当面、衛生管理医が各学校を巡回できるようにすること。  
回答： 考えていない。
- (3) 療養休暇を取得しやすくするよう校長を指導すること。  
回答： 職員が休暇を取得しやすいように、各校で努めている。
- (4) 再任用職員・非常勤職員・委託職員等を含めた全教職員の勤務時間を明示し、共通理解の下、働くことができるようにすること。  
回答： 勤務時間は、勤務時間明示書により個別に明示している。
- (5) 特別支援学級在籍の児童生徒対応の介助員を市の予算で配置すること。  
回答： 現時点では考えていない。
- (6) 休憩時間が保障されるように男女別の休養室を設置すること。  
回答： 検討したい。
- (7) 専門のカウンセラー・適応教室の指導員を増員すること。  
回答： 今後の課題としたい。
- (8) 養護教諭の複数配置校以外の学校に、年度初めの健診時及び宿泊的行事の際に非常勤の養護教諭の配置をすること。  
回答： 現時点では、増員は考えていない。

＝労働安全衛生体制の確立に関すること＝

《協 議》

- 組合 市教委の努力のおかげで、市内25校のうち7校で産業医が配置され校内衛生委員会がたちあがってきた。衛生委員会の構成員とか内容、産業医の職務など市教委としてどのような指示をしてきたのか。産業医には月1回校内衛生委員会に出席し労安の立場からアドバイスしたり、月1回校内巡視をすることが義務付けられている。そのために月2万円の予算もついている。
- 教委 産業医には直接業務内容を説明したうえで引き受けてもらっている。
- 組合 実際そのように行って、報告も市教委にあがってきているのか。
- 組合 ちなみに、M小では7月の下旬に第1回目の校内衛生委員会が行われて体制が決まった。4月から6月までは開かれなかった。産業医には教職員が実際に働いている様子を見てほしいが、実際には産業医の先生の都合に合わせて(隙間を見計らって)実施するようだ。市はどのように産業医に仕事内容を説明しているのかなという疑問があった。
- 組合 かなりの予算を使って動き始めたのだから、市教委も実態把握をしてどのような成果が表れているか

つかむ必要がある。7校分の会議や巡視の今までの実績データをいただきたい。

組合 年2回開かれている総括安全委員会の中で安全衛生委員会の話し合いについても資料を伴って報告されているということだが、その総括安全衛生委員会の報告自体が学校現場においてこない。昨年度のも見ていない。

組合 該当校の職員すら自分たちの労働環境を整えるこの制度のことを知らない。せっかくお金をかけてやっていることなので、市教委の方から啓蒙活動をする必要がある。

組合 確認だが、例年6月に開いていた総括安全衛生委員会を今年はまだ開いていないのか。

組合 また、2年前までは年2回行われたまとめをきちんと出していたのに、ここ2年報告書が出ていないがまとめはできているのか。

教委 はい。

組合 以前はC4THで各学校に送られていたものがここ2年送られていない。報告が最近あいまいになってきているのではないか。昨年度の資料があるのならばください。

教委 3月末に校長あてに送っているかどうかまず確かめる。送ってあれば市教労にも紙媒体で渡す。

組合 校内衛生委員会の内容、産業医の職務について、昨年度までの実態についてのデータなどを後日お知らせいただけますか。産業医と校内衛生委員会の内容について市教委がどのように各学校に指導しているかについても後で知らせてほしい。

組合 過労死を防ぐために、労働安全体制の中で一番大事なものは在校時間をしっかり把握すること、それに基づいた職場の労働衛生管理の中心になるのが安全衛生委員会である。在校時間記録は情報として重要になる。

組合 別件になるが、本庄小学校と小牧原小学校も50人以上の学校に該当するのではないかとと思われるので調べてほしい。

＝療養休暇を取得しやすくするように校長に指導すること＝

組合 風邪やインフルエンザで休んだときも子どもの看護で休んだときもすべて年休扱い。療養休暇は時間休でも取れることなど、小牧は療養休暇についてあまりにも知らされていない。その原因は年休処理簿、特休処理簿と一緒に療休処理簿が個人別に綴られていないからではないか。ある地区では一緒に綴じてあるようだ。簡単なことなので市教委から一緒に綴じるよう校長会で指導してほしい。回答では「各学校で努めている」とあるが、「努めていない」のがほとんどの職場の実態である。

教委 療休処理簿が配られてない？

組合 ほとんどの職場で配られていないと思われる。

組合 職場でなぜ配られないのかと尋ねたら、みんなが療休を使わないからだと言われた。

教委 一緒に綴るといよりは療休は簡単に取れるということを知らせる方が大事。

組合 手術・療養で休む際に、2週間年休を取り、年休を使い果たして困った人がいる。

組合 もしかして市から療休を取らせないという指導があるのか。

教委 ない。

組合 基本的な休暇なのに知られていない。

教委 もし年休で2週間も休むと言ったら療休があるからと教える。

組合 校長や県職でも簡単に取れる療休の存在を知らない人が大勢いる。それが問題である。

長い療休しか取らないと思っているから県職も処理簿を配らないのではないか。

- 組合 根本的に小牧は療休の認識がないのが実態。市教委の指導があればあつという間に変わると思う。
- 教委 管理職が知らないというのであれば伝えますが。
- 組合 知ってないですよ。
- 教委 法的なことでは知ってはいけなくてはいけないことなので伝えます。配布するようになどという細かいことでなく、使いやすいように工夫するよう伝えます。
- 組合 療休を時間で取れることを知らない管理職が多いと思う。
- 組合 私も病気で療休を時間休でとったことがあるが、その書類を出したとき、県職、校長、教頭の3人から「これは療休で取れるのか？」と言われた。法令を見せたら「えっ！」という反応だった。管理職の多くはそんな認識だと思う。

2. 2015年2月26日最高裁で確定した鳥居公務災害名古屋地裁判決（2011年6月29日）及び名古屋高裁判決（2012年10月26日）の「（学年学級事務や部活動など）やらざるを得ない時間外の勤務は校長による黙示の『包括的職務命令』による勤務であり、公務として扱う」との見解に基づき、違法な時間外勤務を曖昧にせず、適正な勤務時間の割り振り変更を行うよう校長を指導してください。

(1) 厚生労働省「基発第339号通達」・文科省「06年4.3通達」をすべての校長・教頭に周知し、それを遵守すること。

回答： 既に周知され、各学校で遵守されていると考えている。

(2) 職員の職場実態に合った勤務時間の割り振り・運用を実施し、時間外労働を生じさせないこと。

① 「在校時間状況記録」を超過勤務時間を集計でき、勤務の割り振り変更簿の機能も有するものに改善すること。

② 「医師による面接指導」の体制整備を図るとともに、職員への確実な周知を徹底すること。

ア 1月当たりの時間外・休日労働時間が100時間を超える場合は、医師の面接が確実に受けられるようにすること。

イ 面接指導の「サービスの取扱い」は「勤務」とすること。学校外での実施は「出張」とすること。

③ 「昼休憩が取れないときは、始業から7時間45分勤務した時点で勤務を解かれる」ことをすべての学校間で確認し合うこと。

④ 休憩時間中や勤務時間外の部活動指導があった場合は、確実に勤務時間の割り振り変更が行われるよう校長を指導すること。

⑤ 勤務時間内に業務が終了することをめざして、業務の合理化・学校運営のスリム化を図ること。

回答： ①④について：「在校時間状況記録」や割り振りの記入等については適切に行われていると把握している。

回答： ②について： 正規に割り振られた勤務時間を超えて行われる業務が相当の時間を超過した場合に行う「医師による面接指導」体制については整備をしている。今後は、制度の有効活用に向けて努力したい。

回答： ③について： 昼休憩は適切にとられていると把握している。

回答： ⑤について： 努力するよう校長に伝える。

(3) 割増賃金の対象外となる教育職員についても次の点での徹底を図ること。

①「給特法」によって、「原則として時間外勤務を命じないものとする」と規定される教育職員については、勤務時間の適正管理がより厳格に行われるべきである。

いかに掲げる項目に沿った勤務時間管理を行うとともに、その徹底を図ること。

ア 教育職員の勤務時間については、次の基本原則に基づいて運用されることを確認すること。

- ・ 教育職員の週あたり勤務時間は38時間45分であること。
- ・ 教育職員には原則として時間外勤務を命じないこと。

イ 教育職員の勤務時間において、年度当初に割り振られた勤務時間を変更し、もしくは超える勤務が必要となった場合には、その都度「勤務時間の割り振り変更簿」等客観的にわかる形で適正に行い、“1週間の勤務時間は38時間45分”の原則が確保されるように運用すべきであることを確認し、特に、次の点を十分配慮すること。

- ・ 「割り振りの変更」は、原則として前週の終わりまでに、すべての教育職員・該当職員に文書で明示すること。宿泊を伴う引率業務などについては、可能な限りその週での調整を行い、場合によっては事前・事後週も含めた平均で“1週間の勤務時間は38時間45分”の原則が確保できるよう「割り振りの変更」を行うこと。その際、できるだけ短期の週での平均で処理するよう配慮を行うこと。「変更後の割り振り」についても管理者が現認すること。
- ・ 当日になって生じる「勤務時間の超過」についても、割り振り変更簿に記録し、“1週間の勤務時間は38時間45分”の基本原則に沿って「割り振りの変更」を行うこと。
- ・ 割り振りの原則は、1週につき38時間45分であり、その適正運用は、管理者の責任であり、確実な現認を基本とするが、もし時期的に困難な場合は長期休業等の運用も含めた確実な割り振り変更をすること。

ウ 部活動、対外行事、関連行事などに関わる週休日の引率業務は、「第1義的に出張」と取り扱うべきである旨の指導の徹底を図ること。部活動等に関わる次の事項を確認するとともに、時間把握を正確に行うこと。

- ・ 引率業務が予定されている週休日等については、「週休日の振替」によって対応し、週2日が確保されるように運用を行うこと。
- ・ やむを得ず、「出張」扱いにできない場合にも、本人の同意を原則とし、週休日等の引率業務を含む「割り振りの変更」を行い、週2日の週休日・38時間45分労働の原則が遵守できる運用を行うこと。
- ・ 引率業務における勤務時間は、その実労働時間を正確に把握し、超過労働時間については、「勤務時間の割り振り変更」を実施すること。休憩の配置については、労基法の自由利用・一斉付与の原則に基づき実質が保障できる内容のみとすること。
- ・ 部活動は、勤務時間の適正を図るために、社会体育に早急に移行すること。

回答： 教育職員の勤務時間や割り振り変更については、泊を伴う行事や部活動の引率も含めて、適切に行われていると把握している。部活動の社会体育への移行については、地域連携型の部活動としている。

(4) 休息時間の廃止により、これまで以上の労働強化が進行することがないようにすること。県教委の「学校職員の勤務時間に関する規則の施行について」等一部改正について（通知）を各職場に周知徹底し、午後の旧休息時間にあたる終業前15分間に打ち合わせなど諸会議を組む

ことのないようにすること。

回答： 休息時間の廃止により、これまでの勤務時間及び休憩時間に対する考え方が変化  
するものではない。労働強化防止については努力していると把握している。

＝勤務時間について＝

《協 議》

- 組合 小牧は未だにはみ出し分がわかる在校時間記録簿になってない学校が多い。本当に校長会で紹介したのか。
- 教委 しました。
- 組合 口頭だけでなく紙面など見える形で紹介してほしい。校長だけでなく実務をする教頭にも伝わるように。
- 教委 統一することよりも正確に把握することが大事。市教委の指導ではなく、校長会の話し合いのなかでされている。
- 組合 校長が把握することも大事だが、本人がどれだけはみ出しているかを知ることが労働者として大事である。健康管理はまず本人から。
- 組合 市教委は80時間、100時間超の人の名前と数を毎月きちんと把握しているか。
- 教委 校長が把握している。労働者一人一人について市教委は把握していない。
- 組合 校長が把握し、適切な対応をすることを市教委は指導する役目がある。基本的には労働安全衛生管理体制の責任者は市教委(主)であり、校長(補助)である。だから、過労死を出さないためにも両者がタイアップして100時間超の人の名前を校長が把握し、市教委は面接勧奨をする責任がある。各学校の現場を校長任せにせず、市教委が実態をつかむシステムを構築すべき。毎月調べるシステムづくりはできないか。
- 教委 校長を信じている。
- 組合 市教委が把握しないと面接勧奨ができない。そのように労安法52条3の4項に明記されている。
- 組合 小牧市は校長がきちんとやっているから大丈夫。だから市が独自にやらなくてもいいのだという認識がずっと続いていて組合の主張とは相容れないままである。
- 教委 校長を信頼している。各教員のすべてのことを毎回毎回報告させなくても教職員を守ることはできる。
- 組合 報告は80時間超、100時間超だけでよい。
- 教委 報告しなくても同じことはできる。
- 組合 私たちは、毎月の80時間超、100時間超をつかんで月々の経過をつかむことで各職員の健康状態の把握を市教委がやるべきではないかと言っているが、どこまでを市教委がやるのかという認識が違う。
- 組合 県が調査するのは11月のみ。4月、5月の繁忙期ははみ出し時間が多いと思われるが。
- 教委 それについては依頼があったので9月上旬に資料を渡すことになっている。
- 組合 休憩時間中の部活について回答では「割り振りは適切に行われている」という回答だが勤務の割り振りはされていない。
- 教委 平日の勤務時間(休憩時間)と勤務時間後の部活指導については勤務を命ずる云々でなく、子どもたちの教育のなかに占める部活の意義を考えて先生方が自主的に行っていると考えている。
- 組合 校長会では、勤務時間中の部活は勤務、勤務時間外については教員の自主的な活動ということだ

ったはず。実際には勤務の割り振りは不可能。せめて当面、中学校の部活は土日のどちらかは休養日に、小学校の最終下校時刻を5時にと市教委から指導してほしい。

教委 その方法でないと多忙化は解消できないということで文科省や県も動き出したが、いちばん難しいのが子どもたちや保護者、地域の理解。理解を得ながら徐々に進めていかなければならない。

教委 小牧市は朝練をやってないし、原則第2・第4土曜日はジュニア育成の日で部活はやっていない。第3日曜は「家庭の日」でやってない。

組合 (新聞記事を示して)名古屋の新任教員の残業時間のデータを見てください。部活を持っている先生は、4月から6月までの3カ月になんと平均100時間近くの残業をしている。ひどい人は174時間。これはやり過ぎだということから休養日をつくろうと提案している。

組合 春日井の小学校はほとんどの学校が部活をやめたので、子どもが帰れば自分たちの仕事ができる。小牧は部活を終えてから本来の仕事にかかるので、8時、9時まで学校に居残ることになる。毎日こんな生活を続け、おまけに土・日もなく働き続けていたら、子どもたちにゆったりと向き合える教育活動は展開できない。

組合 多忙化縮減のことで、小牧の動きで懸念していることがある。今年から健全育成会議があいさつ運動を提唱していて、この間、第1回目が本校の前で7時半から行われた。若い教員がボランティアで参加せざるを得ない状況でかridされた。あいさつは良いことだと思うが、子どもや市民にとっていいことなら何でも参加するというのは教員の多忙化解消に逆行する。学校で子どもを迎えて指導するのが教員の第一の仕事なので、勤務時間外に校外に出て市民に向けてあいさつ運動をするのは本務から外れているのでは。

II 憲法や「子どもの権利条約」の理念に則り、すべての子どもたちに、人間らしい成長と人格の完成をめざした教育を保障するための人的・物的環境充実に関すること。

1. 子ども・保護者・教師の願いが反映された教育課程づくりのために時間と予算を保障してください。

(1) 教員の持ち時間数の適正化を図るために、教員定数の改善を関係諸機関に強く働きかけること。また、定数法上、学級対応教員である教頭・教務・「校務主任」には、本務以外の仕事をさせず、持ち時間数を適正にすること。小学校においても、担当する教科は、評価を伴う専科とすること。

回答： 持ち時間数の適正化は、各校で努力されていると把握している。

(2) 「35人学級」が、小中学校全学年に拡充されるよう国や県にはたらきかけること。また、少数学級実現に必要な常勤講師を市でも独自に配置すること。

回答： はたらきかけはしていくが市独自措置は考えていない。

(3) 通常学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒に対する支援を、在籍学級担任や特別支援学級担任任せにせず、独自に人的配置をすること。

回答： 検討していきたい。

(4) 「学級運営等改善対応非常勤講師配置事業」の加配教員が年間引き続いて勤務できるよう市独自で措置すること。

回答： 考えていない。

(5) 用務員を全て正規採用にすること。

回答： 現時点では考えていない。

2. ユネスコの『教員の地位勧告』・CEART 勧告を尊重して、教育行政をすすめてください。

(1) 職員を分断する県の教職員評価制度導入に反対すること。

回答： 考えていない。

(2) 教員免許更新制に反対すること。当面、教員免許更新制度導入にあたっては、次の点を配慮すること。

① 情報を提供し、確実に講習を受けられるよう条件整備すること。

② 経済的負担を軽減するための補助をすること。

回答： 制度への反対は考えていない。

①については引き続き努力していく。

②については考えていない。

3. 子どもの学びを歪める「全国学力・学習状況調査」に参加しないでください。もし、参加しても、学校が事前のテスト対策をしたり、市および学校別の点数の公表をしたりしないでください。

回答： 不参加は考えていない。点数の公表についても現時点では考えていない。

4. 「新しい学校づくり推進事業」により、学校間格差が広がらないようにしてください。

回答： 各学校の充実した教育活動を支援するために努力したい。

5. 特別支援学級をなくさないように国や県にはたらきかけてください。

回答： 国や県の動向を注視していきたい。

6. 「教育公務員特例法」の趣旨をふまえ、教師の自由な研修を保障してください。

回答： 校長もよく努力していると考えている。

7. 学校訪問は、教育条件・教育諸施設・設備の整備充実のための意見交換の場にしてください。

回答： 全く考えていない。

8. 道徳の教科化が導入された場合においても、愛国心の強要など、子どもの内心の自由が侵されるような評価を行わないよう校長を指導してください。

回答： 学習指導要領に従って行われるものと考えている。

9. 学校教育の場において「日の丸」「君が代」を強制し、子ども・教師・父母・及び行事参加者の内心の自由を侵すことのないよう校長への指導を徹底してください。

回答： 学習指導要領に従って行われていると考えている。

10. 体力テストは、各学校の裁量で実施できるようにし、全国一斉に実施される体力テストには参加しないようにしてください。

回答： 考えていない。

11. 市主催の会議・委員会を削減したり、各種行事の精選・簡素化を図り、学校運営に支障をきたさないようにしてください。

回答： 引き続き努力していく。

12. 健康診断表や歯の検査表についても、指導要録と同様にコンピュータ処理ができるようにしてください。

回答： 現時点では考えていない。

### Ⅲ 小牧の教育の充実と労働条件改善のための教育予算に関すること

1. 図書館教育の充実を図るため、以下のことに取り組んでください。

(1) 図書購入などのための予算の増額。

回答： 有効活用を期待する。

- (2) 専任司書の配置。当面は、司書教諭が職務を果たすための条件整備。  
回答： 学校図書館臨時職員の活用に期待する。
- (3) 図書廃棄手続きの簡略化。  
回答： 検討したい。
2. 消耗品費・移送費等の増額してください。  
回答： 現状の予算で対応したい。
3. 「健康手帳」を廃止し、教育予算を有効活用してください。  
回答： 今後の課題としたい。
4. 研修の拡充のため、以下の施策をとってください。  
(1) 現職教育費・委託研究費の増額。  
回答： 検討課題とするが、適切な執行をお願いしたい。  
(2) 学校教育ではない市の行事、社会教育関連の行事への出張は市費で支出。  
回答： 予算の範囲で努力している。  
(3) 学校長に対する、旅費運用についての研修と指導・監督の強化。  
回答： 校長は努力していると考えている。
5. 学校の諸施設・設備の整備・備品充実のための予算を増額してください。  
(1) 学習効果が上がる教室環境等の整備・拡充。  
① 特別教室の確保  
② 小学校における心の相談室の整備  
③ 全特別教室へのエアコン設置  
回答： ①②について 現状では物理的に困難であり、各校の工夫による対応をお願いしたい。  
③について 現時点では考えていない。  
(2) 児童クラブは、校舎外に設置するよう市にはたらきかけること。  
回答： こども政策課に要望として伝える。  
(3) トイレ改修をさらに進めること。  
① 洋式トイレの増設  
② 臭石除去など異臭の防止対策の業者委託  
回答： 状況の把握に努め、必要な改修、整備は随時実施していく。  
(4) 炎天下でのプール指導の安全のために屋根の増設、滑りやすいコンクリート床の改修を行うこと。  
回答： 状況の把握に努め、必要な改修、整備は随時実施していく。  
(5) プール清掃の業者委託  
回答： 現時点では考えていない。  
(6) シャワー・汚物処理室の設置。  
回答： 状況の把握に努め、必要な改修、整備は随時実施していく。  
(7) コンピュータに関わるトナーなどの諸経費および修理費は、一般消耗品費や営繕費とは別枠予算化すること。  
回答： 現時点では考えていない。

(8) 学校用携帯電話の配備

回答：現時点では考えていない。

6. 経済効率優先ではなく、教育的な視点から学校給食や図書館業務の民間委託化を見直してください。

回答：第6次小牧市総合計画新基本計画に基づき、効果的効率的な自治体経営を進めていくなかで、学校給食や図書館業務の適切な民間委託を実施していく。

=教育予算に関すること=

《協議》

組合 今年度小学校にエアコンがつくと思っていたが未だに工事の気配がない。どうなっているのか。

教委 まだどの小学校も工事に入っていないが、来年の夏には使えるようにしたい。遅れた理由は国の補助金をあてがっての事業になるので国の動向をみている。

組合 国の補助金がでなくてもやってもらえるのか。

教委 来年の夏には使えるように事業を進めたい。

組合 すると、工事は冬休みになるのか。

教委 冬休みに一斉にということにはならないと思うが、いずれにしても来年の夏には使えるように準備を進めている。予算はついている。

5 おわりのことば

お忙しいところ時間を割いていただきありがとうございました。

(予備交渉時の調査依頼事項回答)

- 4月・5月の小中学校別80時間超・100時間超の集計→9月6日に集計結果を紙媒体にて受領
- 7月20日現在の休職者0名 療養休暇取得者1名

(事後対応事項について)

- 校内衛生委員会開催実施要項・産業医の職務内容についての文書資料の提供
- 昨年度の総括安全衛生委員会報告(紙媒体)の提供

9月9日メール便にて  
執行委員長が受領

(事後確認事項)

- 総括安全衛生委員会のまとめについては、26年度分はH27.3.24、27年度分についてはH28.4.5に各学校宛にはC4 t hにて送付済み